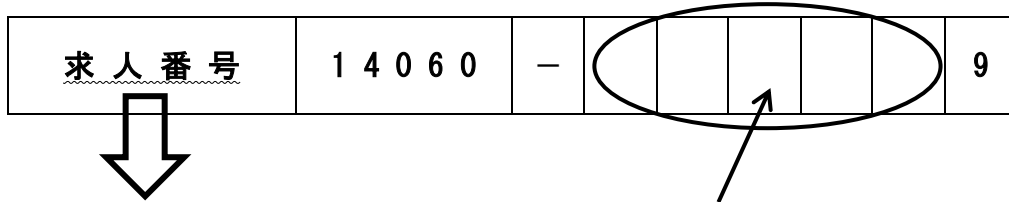


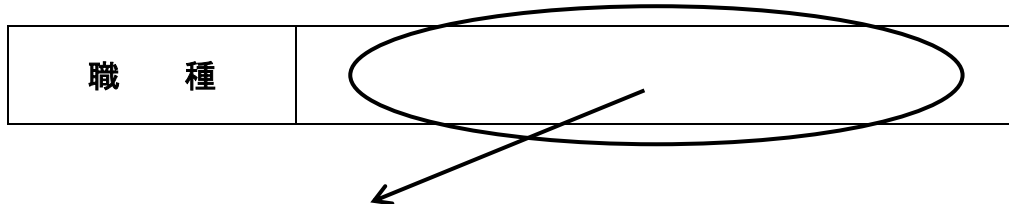
◆ 求人充足通知書の記入の仕方

求人番号	14060	-					9
------	-------	---	--	--	--	--	---



- 『求人票』左上、バーコードの下に記載されている番号を記入してください。
※事業所番号ではありません
※高卒求人の求人番号の末尾は必ず『9』になっています。

職種	
----	--



- 『職種』を忘れずご記入ください。特に、複数の職種の求人を届出されている場合、記載がありませんと、どの職種が充足したのか不明となってしまいます。

求人票に記載の求人数 ○ 名のうち、○ 名 充足（内定）したので、本書により通知します。

- 『求人票』に記載した求人数を記入。 ○ そのうち、何名内定したかを記入。

※ 求人数全てが充足していない場合も、内定した生徒が出た際にはそのつど報告を行ってください。

※ 報告いただけませんと、充足状況等、地域の雇用情勢が不明となり、精度の高い情報発信を行えませんので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 2回目以降の報告の際は、報告済みの生徒を再度記入する必要はありません。

※求人数と同数もしくは求人数以上の充足をした場合には、以下をご記入ください。

(注) 真にやむを得ない事情が無い限り、記載の求人数充足前に求人取り消しはできません。
例えば、「他経路採用を合わせ、求人数を充足した」は取消事由になりません。

求人充足により取消を 要する ・ 要しない (あと 名募集継続)

- 届け出た求人数を充足した場合のみご記入ください。なお、未充足の場合、『取消を要する』と記入いただいても取消処理は行いません。
- 『真にやむを得ない事情』により、求人数充足前に求人取消や募集人数の削減を行おうとする場合は、公共職業安定所へ事前相談し、確認を受けたうえで、求人票を送付した学校へ伝達してください。
- 求人者マイページを開設している場合、マイページからの取消処理は絶対に行わないでください。(取消処理を行っていることが確認された場合、速やかに取消の解除を行ったうえで、事情をお伺いすることになります。)

【注意】

- 届け出た求人数を満たしていないのに、求人の取消しを依頼することは、募集人数の削減と同義と見なされます。

学卒求人においては、『真にやむを得ない事情』と認められるものであっても、経緯説明のため、採用責任者にあたる方等にご来所いただきます。そのうえで、定められた書式による通知を作成いただくこととなります(職業安定法施行規則第35条の2)。

また、求人票を交付した学校がある場合は、求人を取り消す旨を速やかに連絡する必要があります。事業所の方にとっても非常に手数の多い作業となりますので、まずは採用計画により、そのような届出が発生することのないよう、十分にご検討のうえ、求人申込みを行うようお願いいたします。

- 『真にやむを得ない事情』とは主として、急激な経済情勢の変動が発生した場合等、社会通念上、致し方ない事情によるものに限られます。よって、以下のような内容は取消事由と認められません。

例1

中途採用・大卒・高卒合わせて5名採用を計画し、それぞれ求人数5名で届出した。
中途採用・大卒各2名、高卒1名で5名採用したので、求人を取り下げたい。

例2

高卒3名採用を計画し、学校へ生徒の推薦依頼をしたところ、2名採用できたが、さらなる推薦がないため、この2名で採用活動を終了し、求人を取り下げたい。

採用内定状況

性別	学校所在地 (都道府県名)	学校名	性別	学校所在地 (都道府県名)	学校名
男・女			男・女		
男・女			男・女		
男・女			男・女		
男・女			男・女		
男・女			男・女		



- 内定した生徒の性別について、いずれかに丸を付けます。
- 生徒が在籍する（ないし、卒業・中退した）学校が所在する都道府県名および学校名を記載します。
- 高校既卒者・中退者の応募者を採用した場合は、学校名のヨコに『既卒』『中退』のように付記してください。

※ 高卒求人の内定状況については、『管轄内に所在する高校から採用』・『管轄外かつ同一都道府県内に所在する高校から採用』・『他都道府県に所在する高校から採用』の3つに分けて、男女別にその数を確認しています。
既卒者・中退者も便宜的に、卒業・中退した高校により、いずれかに含めることとしております。